

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部社会教育課 No.003

処 分 名	図書館資料利用券の登録の抹消
処 分 の 概 要	利用券の交付を受けた日の翌日又は図書館資料の館外利用をした最後の翌日から起算して5年を経過した日において利用がなかった場合は利用券の登録を抹消します。
根拠条例等・条項	春日部市立図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第4項
処 分 基 準	利用券の交付を受けた日の翌日又は図書館資料の館外利用をした最後の翌日から起算して5年を経過した日において利用がなかった場合は利用券の登録を抹消します。
設 定 年 月 日	平成23年10月25日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■春日部市立図書館条例施行規則

第4条 館長は、利用申込書を受理したときは、利用券を交付する。

2 利用券は、他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

3 利用券を紛失したとき、又は住所若しくは氏名を変更したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

4 春日部市教育委員会は、利用券の交付を受けた者が、当該利用券の交付を受けた日の翌日又は図書館資料の館外利用をした最後の日の翌日から起算して5年を経過した日においても利用がなかった場合は、当該利用券の登録を抹消することができる。

一部改正〔平成29年3月29日教委規則4号〕